

<p>事例項目</p>	<p>門真市立文化会館内ホールの使用に係る議員からの電話による「空き状況」の問合せに関する対応について</p>
<p>事例発生日等</p>	<p>平成26（2014）年6月12日（木）</p>
<p>担当課</p>	<p>生涯学習部生涯学習課（文化会館）</p>
<p>事例概要</p>	<p>発生までの経過</p> <p>①平成26（2014）年6月12日（木）、「市会議員の〇〇です。」と電話があり、同年7月26日（土）午後のホールの空き状況の問合せがあった。</p> <p>②ホールの空き状況については、その場ですぐに確認し、返答できるものであるが、電話に出た非常勤嘱託職員は政治的な使用などと考えてしまい、空き状況を伝えることなく、電話主に対して使用目的を確認し電話主に要らざる不快を与えた。</p> <p>また、議員から今まで直接電話等を受けたことがなかったため、非常勤嘱託職員は一旦電話を保留し文化会館職員に次のとおり対応を確認した。「議員の方なので、課長に連絡を行い課長より返答する方が適切かどうか」検討した結果、職員も初めてであることから課長より返答することが適切と考え、職員から課長に連絡し、返答するように伝えることとした。</p> <p>③非常勤嘱託職員は、議員に課長から直接連絡をする旨を伝え、連絡先を聞き、一旦電話を終了した。</p> <p>④文化会館職員は生涯学習課長に、「文化会館に異動して、今まで直接、議員より館の使用申し込みを受けたことがないため、課長から電話をお願いします。」との連絡をした。</p> <p>⑤その間に再び議員から文化会館へ連絡があり、「空き状況の問合せに時間がかかるのは何故か」という電話内容で同じ非常勤嘱託職員が対応した際に、その理由や平成26（2014）年7月26日(土)午後のホールの使用が可能なことを伝えるより先に、使用内容を議員に尋ねて不快感を与えた。</p> <p>なお、議員の回答は大学教授を招き、ハイトスピーチ勢力に公共施設を使わせるべきでないという内容で、市民対象の講演集会を行うとの事であった。</p> <p>※通常は、館の空き状況は使用可否に関わらず、問合せがあれば回答している。</p>

<p>事例概要 (続)</p>	<p>当時の対応</p>	<p>①電話主議員からの「空き状況」の問合せに対する対応について、抗議と現場面談の要求を受けて、平成26(2014)年6月12日(木)午前11時30分頃から文化会館事務室横の会議室にて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話主議員</li> <li>・生涯学習課長</li> <li>・文化会館上席主査</li> <li>・電話対応した非常勤嘱託職員</li> <li>・非常勤特別職</li> </ul> <p>で面談会合が行われて事実経過の整理がなされ、会館側および生涯学習課長は対応の誤りや研修の不足を認め、同年7月26日(土)のホールの空き状況を改めて説明、使用できることを伝えるとともに、使用内容を尋ね、貸出条件を満たしていることが確認できたので、登録カードを発行し、当日のホール使用の予約をとり、規定の使用料を受領した。</p> <p>②当時、ハイトスピーチ勢力に公共施設を使わせないという施策を全庁的に進めていたにも関わらず、市職員が同年7月25日(金)に研修を受ける講師を電話主議員が講師に招いて開く集会に関して、逆に危険視するような対応をとってしまい「要らざる不快を与えたこと」に電話主議員に謝罪した。</p>
<p>発生原因</p>	<p>発生原因</p>	<p>上記の関係者面談で確認したことは以下のとおり。</p> <p>①文化会館は「登録団体」の使用が大半で、個人での飛び込み的な使用申請は少なく、そういう申請があった場合の考え方や判断についての想定が職員に行き渡っていなかった。</p> <p>②正規職員や非常勤嘱託職員による対応が、電話主議員に対して不快を与えたことは、空き状況を早く確認したかった電話主議員の意図を読み取ることが出来なかった。</p> <p>③「議員が使用することは、政治活動である」と考え、「何が政治活動に該当するか否か」について、これまであまり事例がないためにきちんとした理解をしていなかった。また、そういう検証をしないままできていた。</p> <p>④「問合わせ者に要らざる不快を与えない」という接遇の基本ができていなかったために、「ホールの空き状況を即答せず、理由も答えない」という接遇をしてしまった。</p> <p>⑤門真市が「ハイトスピーチ勢力規制施策先進都市」となり、職員研修・施設管理担当者研修の中でも取り上げられ、4月から5月にかけて大きな動きがあり、6月議会で総括的な答弁もなされているのに、そういう事を文化会館職員に周知する事が非常に不十分であった。</p> <p>⑥平成12(2000)年2月25日に、ホールで電話主議員を実質的主催者とする集会「非常事態！門真市議会の倫理的正常化を求める2.25市民集会」が開催されているが、この事実の継承もされていなかった。</p>

再発防止対策	<p>①文化会館条例にある許可条件を再度確認を行い、認識することを徹底する。（文書によって徹底するなど。）</p> <p>②正規・非正規職員を問わず、全ての文化施設職員に対して、接遇と使用許可条件及びヘイトスピーチ勢力の実態や施設使用許可との関係についての研修を各館で毎年徹底する。</p> <p>③電話主議員主催の平成26（2014）年2月21日市役所内で開催された「門真市における対ザイトク先進施策の報告説明会」で使用された主催者側及び市・市教委側の資料、そしてその後のルミエールホール利用許可取消しについての総括的資料を各館に備え付けて見識の継承維持に努める。</p> <p>④内容は違うものの現在、各館に備えつけている施設使用についての事例集の更新を随時行い、事例が継承されるように再発防止に努める。</p>
その他	記載無し
添付資料	<p>①門真市立文化会館条例【資料No.(2)-53-1】</p> <p>②門真市立文化会館条例施行規則【資料No.(2)-53-2】</p> <p>③平成12（2000）年2月25日に、同ホールで実施された「非常事態！門真市議会の倫理的正常化を求める2.25市民集会」を示すビラ【資料③】</p> <p>④電話主議員が平成26（2014）年7月1日（火）に発行した「7/26講演集会」の案内ビラ【資料④】</p> <p>⑤「2/21門真市における対ザイトク先進施策の報告説明会」で使用された主催者側及び市・市教委側の資料、そしてその後の「ザイトク差別集会への使用許可と取り消し事件」についての総括的資料【資料⑤、資料No.(2)-53-5その1～その6】</p>